

福祉用具「貸与」の根拠発信を

ふくせん モニタリング標準化課題に

全国福祉用具専門相談員協会(菅元文雄理事長、ふくせん)は7月29日、2021年度介護報酬改定に関する賛助会員企業向けの研修会を開催した。

福祉用具が「貸与」である必要性を根拠とともに発信していくことが求められていると訴えた。

福祉用具貸与のうち杖や歩行器、手すり等については、販売に移行すればケアプラン作成等の費用が不要になるという指摘が、昨年11月に財務省の財政制度等審議会が出した21年度予算の編成等

に関する建議書に記載されている。東島教授は、この問題は凍結していたものの、すでに7～11年にかけて介護保険給付費分科会の部会で議論されてきたと話した。そのうえで、厚労省は財制審の建議を受けて、何らかの回答をしなければならぬ状況になっているとした。

「24年の報酬改定には確実に反映される。福祉用具の有用性、有効性ととも、貸与である必要性を発信してかなければならない」(東島教授)

そこで、貸与と販売を分ける根拠となるのが、専門相談員の存在であるとし、モニタリングの重要性を強調した。モニタリングすることで①目標達成状況が分かる②事故の防止ができる③速やかな変更につながる―など、さまざまなメリットが利用者にとえられるという。

「ただし、課題もある。今年度老健事業で受託している調査・研究事業において実態を洗い出し、評価の軸・基準を示すが、イドラインの改訂版を出

すことなどが重要になってくると指摘した。